

令和4年2月10日

第1・2学年保護者様

つくばみらい市立小絹中学校 校長 栗原 繁則
同 第2学年主任 鎌田 裕幸

両面印刷

令和3年度第2学年スキー宿泊学習について（お知らせ）

立春の候、皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件について、下記のとおり実施いたします。

つきましては、生徒の心に残る行事となるよう、教職員一同対応していきます。保護者の皆様におかれましても、本学習へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 目的

- ・楽しくスキーを行い、スキーの基本技術を身につけ、生涯スポーツの基盤を養う。
- ・共同生活を通して、人間関係を深めるとともに、集団生活での規律と秩序を身につける。

2 期日 令和3年3月16日（水）～18日（金）

3 実施場所 パルコール嬬恋リゾート

4 宿泊先 パルコール嬬恋リゾートホテル
住所 〒377-1611 群馬県吾妻郡嬬恋村大字干俣 バラギ高原
電話 0279-96-1166

5 利用交通機関 大型バス 2台

6 費用 1人当たり 約50,000円（昨年度の旅行積立金より充当します）

7 日程

○1日目 3月16日（水）

学校集合 出発 = 常総IC = 菖蒲PA = 鶴ヶ島JCT = 上里SA =
6:40 7:10

渋川伊香保IC = 浅間観光酒造センター（必要な場合） =

ホテル	開校式・スキー実習
12:10	13:35～16:00

○2日目 3月17日（木）

～終日スキー実習～

○3日目 3月18日（金）

スキー実習・昼食・閉校式 ホテル出発 = 浅間観光酒造センター（買い物） = 渋川伊香保IC
9:00～11:00 13:00 13:15～13:45
= 寄居PA = 常総IC = 学校着
15:45～16:00 18:10頃

8 引率職員 7名

教頭：会沢 裕之

教務主任：岸 ゆう子

第2学年主任：鎌田 裕幸

第2学年職員：菊池 健太郎、山本 亮太、松元 匠

体育科担当教員：阿部 明美

9 服装

- (1) 往復時 学校指定ジャージ上下 ウィンドブレーカー
- (2) 実習時 スキーウエア上下 帽子 ゴーグル 手袋
- ・スキー用具については、レンタルとなり、全て旅行費用に含まれています。
 - ・中に着る物のみ用意してください。
 - ・実習時はジャージ上下を着て、その上にスキーウエアを着ます。
- (3) 宿舎内 学校指定ジャージ上下（就寝時はジャージか半袖短パン）
- ・全館暖房をしているので、館内ではジャージで過ごせます。

10 携行品

必ず用意する物	あれば便利な物
○ジャージ上下・半袖短パン（各2セット） ○靴下3日分 （薄手の靴下複数枚または厚手の靴下。色の指定なし） ○下着3日分 ○タオル類 ○しおり ○筆記用具 ○洗面用具 ○ビニール袋 ○ティッシュ ○普段飲んでいる薬 ○マスク	○酔い止めの薬 ○ネックウォーマー ○ヒートテックのような寒冷地対策の肌着

・小遣い 3,000円以内

11 その他

- (1) 日程の詳細や持ち物については、後日配付されるしおりを参考にしてください。
- (2) スキー講習は技能別に実習班を編制し、インストラクターの指導を受けます。
- (3) 2月22日（火）実施予定の学年懇談会で、説明会を行います。

12 取消料について

- ・宿泊学習の参加を取り消される場合は、学校へ連絡してください。
- ・取り消した日によって、取消料の金額が変わります。
- ・参加人数の変化により、取消料の金額は変更になることがあります。

旅行契約解除の時期		企画料金・取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20日目にあたる日より前	企画料金相当額 （旅行代金の20%以内）	2月23日以前
	20日にあたる日から8日目にあたる日	旅行代金の20%	2月24日～3月8日
	7日目にあたる日から2日目にあたる日	旅行代金の30%	3月9日～3月14日
旅行開始日の前日		旅行代金の40%	3月15日
旅行出発日の当日まで		旅行代金の50%	3月16日
無連絡不参加及び旅行開始後の解除		旅行代金の100%	3月16日

1.3 新型コロナウイルス感染症の対策について

(1) 感染源を絶つために

- ・登校前に、自宅で検温と健康観察をしてください。結果を、「スキー宿泊学習直前健康調査票」に記入し、登校後、担任に提出してください。
- ・バスの乗車前に、職員が生徒の検温と健康観察を行います。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、出席停止となるため、自宅で待機とします。(同居する家族に同様の症状がある場合も、同様とします。)

(2) 感染経路を絶つために

① 手洗い

- ・トイレの後と食事の前に手を洗います。

② マスクの着用

- ・原則として終日マスクを着用します。予備のマスクを数枚用意してください。

③ 消毒

- ・備え付けの消毒スプレーを使用し、手指消毒します。
(バスの乗車時、施設の入場前など)

④ 抵抗力を高めること

- ・免疫力を高めるため「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」を心がけてください。

⑤ その他

- ・食事の前、ハンカチやタオル等は、自分のものを使います。
- ・食べ物や飲み物は自分のものを飲食し、飲食時には会話を控えます。

(3) 集団感染リスクへの対応

① 「密閉」を回避するために

- ・バスの車内ではエアコンを使用している場合でも、常時換気します。

② 「密集」を回避（身体的距離の確保）するために

- ・部屋割は少人数で編成します。(5人定員の部屋に3、4人)
- ・グループ活動時においても、可能な範囲で「身体的距離」を保って活動します。

(4) 「密接」を回避するために

- ・スキー実習中も可能な限り、マスクを着用します。

(5) スキー宿泊学習の中止等について

- ・宿泊学習途中における緊急事態、事故及び現地の感染状況の急変等により、宿泊学習が安全かつ円滑に実施することが困難、または困難となる可能性が大きい場合は、学校として中止等の決定をすることがあります。
- ・宿泊学習そのものが中止になった場合は、現況及び今後の対応について、学校よりお知らせいたします。

(6) 体調の悪化等で旅行を継続することができなくなった場合

- ・体調が悪化した生徒がいた場合、ホテルの救護室等を利用し、看護します。
- ・体調に応じて職員が引率し、医療機関を受診します。
- ・発熱が見られた際は、バスへの乗車ができないため、保護者に連絡し、原則として現地に迎えに来ていただきます。その場合、条件を満たせば、本校が加入する「学校旅行総合保険」における「救援者費用」が支払われる場合があります。

1.4 今回のスキー宿泊学習加入している、新型コロナウイルス感染症に関する保険

① 学校旅行総合保険

旅行中に発病した病気やけがで医師の治療を受け、その結果、その後の旅行が全く続けられなくなり、旅行を途中で取りやめて団体から離脱して帰宅することになった場合に、保護者や代理人が救援のために現地へ急行する費用等を補償するもの。

[補償内容 (限度額 30 万円)]

- 生徒の帰宅費用
- 親族 (2 名まで) の往復交通費、現地交通費、電話代、宿泊代
 - ・救援者 1 名につき 1 4 日程度
 - ・自家用車を利用した場合、ガソリン代、有料道路代も補償されます (ただし、ガソリン代は距離に応じた定額となり、1 kmにつき 1 5 円)
- 食事代は生徒・親族共に対象となりません。

② 新型コロナウイルス感染症対応国内学校旅行キャンセル費用保険

旅行参加者が新型コロナウイルス感染症に感染したと医師に診断され、それを理由として学校行事が中止または延期となった場合に旅行会社へ支払う旅行取消料を補償するもの。

ただし、緊急事態宣言等の発令により「スキー宿泊学習」を中止した場合には、この保険は適用されず、中止した時点での取消料がかかります。

[補償内容] (限度額 3000 万円)

- 対象となる学校旅行出発の 2 1 日前まで適応

③ 新型コロナウイルス感染症一時金特約付国内旅行保険

[補償内容] (限度額 3 万円)

- 旅行中に、旅行者本人や旅行同行者が感染症を発病した際に、旅行者全員に一時金が支払われます
- 旅行から帰った 7 日後、感染症を発病した場合は、本人に一時金が支払われます